防犯カメラ設置の手順

- ①設置場所の検討:電柱へは取り付けることができないので、ご注意ください。 防犯カメラに映る土地建物の管理者の承認が必要となります。
- ②取り付け方法の検討

[具体例] ・町内会所有施設(公会堂など)に設置する。

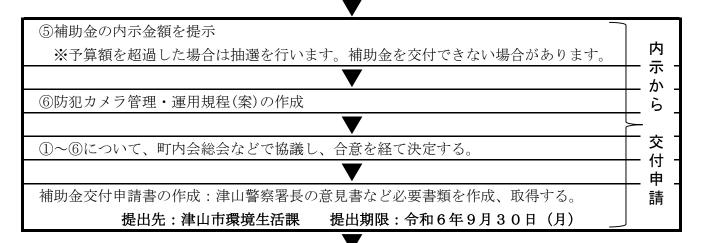
- ・個人所有の土地又は建物に設置する。(所有者の同意が必要)
- ・公道にポールを新設し設置する。(道路管理者への承認申請が必要)



- ③防犯カメラの機種の検討
 - ・電気工事店に、防犯カメラ本体と工事費用の見積もりを依頼する。

④環境生活課へ計画申請書、設置予定図(位置図)、見積書の写しを提出

提出期限:令和6年5月31日(金)



補助金交付決定通知書の受領後、防犯カメラ設置工事の発注 → 工事完了

→ 工事代金等の支払い(補助金概算払いを希望する場合はご相談ください。)



補助金実績報告書の作成・提出:事業の完了後14日以内に提出してください。



補助金の請求書により、指定口座へ津山市から補助金を振り込みます。

○補助金交付申請に必要な添付書類

- 1 防犯カメラの購入(又は賃借)費用及び設置費用の見積書(写)
- 2 防犯カメラの概要がわかる図面、カタログ等
- 3 設置場所の現況写真・撮影予定範囲の写真
- 4 設置場所を表示した付近見取図
- 5 設置場所の管理者の承認を証する書類(写)
- 6 防犯カメラに映る土地建物の管理者の承認を証する書類(写)
- 7 防犯カメラの設置に係る警察署長の意見書
- 8 防犯カメラの管理・運用規程
- 9 申請者が町内会の連合組織であるときは、規約ほか事業実施が可能であることがわかる書類
- 10 その他市長が必要と認める書類

提出書類